

育成医療申請に必要な書類について（新規）

- 自立支援医療（育成医療）支給認定（変更）申請書

- 自立支援医療（育成医療）意見書
※指定育成医療機関の担当する医師による作成が必要です。

- 世帯調書

- 健康保険証・マイナ保険証（マイナポータルから確認できる健康保険証情報の写し）・資格確認書・資格情報のお知らせのいずれか

- 本人・保護者の個人番号が確認できるもの

- 特定疾病療養受療証（腎臓機能障がい人工透析療法を行う場合）

- 本人確認ができるもの

（提出先）〒659-8501

芦屋市精道町7番6号

芦屋市障がい福祉課

TEL 0797-38-2043

FAX 0797-38-2160

育成医療申請に必要な書類について（再認定）

- 自立支援医療（育成医療）支給認定（変更）申請書

- 自立支援医療（育成医療）意見書
 - ※指定育成医療機関の担当する医師による作成が必要です。
 - ※障がい者の病状の変化及び治療方針の変更がない場合は、省略が可能です。

- 世帯調書

- 健康保険証・マイナ保険証（マイナポータルから確認できる健康保険証情報の写し）・資格確認書・資格情報のお知らせのいずれか。

- 本人・保護者の個人番号が確認できるもの

- 特定疾病療養受療証（腎臓機能障害で人工透析療法を行う場合）

- 本人確認ができるもの

（提出先）〒659-8501

芦屋市精道町7番6号

芦屋市障がい福祉課

TEL 0797-38-2043

FAX 0797-38-2160

育成医療申請に必要な書類について（変更）

●住所・氏名・健康保険の変更

- 自立支援医療（育成医療）受給者証等記載事項変更届
- 健康保険証・マイナ保険証（マイナポータルから確認できる健康保険証情報の写し）・資格確認書・資格情報のお知らせのいずれか
- 本人・保護者の個人番号が確認できるもの
- 本人確認ができるもの
- 特定疾病療養受療証（腎臓機能障害で人工透析療法を行う場合）

●医療の具体的方針の変更・有効期間の延長

- 自立支援医療（育成医療）支給認定（変更）申請書
- 自立支援医療（育成医療）意見書
※指定育成医療機関の担当する医師による作成が必要です。
- 本人・保護者の個人番号が確認できるもの
- 本人確認ができるもの

●医療機関・薬局の変更

- 自立支援医療（育成医療）支給認定（変更）申請書

- 自立支援医療（育成医療）意見書
※指定育成医療機関の担当する医師による作成が必要です。

●再交付申請

- 自立支援医療（育成医療）受給者証再交付申請書
- 自立支援医療受給者証（紛失された方を除く）
- 本人・保護者の個人番号が確認できるもの
- 本人確認ができるもの

（提出先）〒659-8501

芦屋市精道町7番6号

芦屋市障がい福祉課

TEL 0797-38-2043

FAX 0797-38-2160

治療用装具の請求に必要な書類について

【申請の流れ】

- 1 保護者は治療用装具を製作した業者に装具代金の全額を支払う。
- 2 保護者は、加入している医療保険者に対し、保険給付分を請求する。
- 3 医療保険者から、保護者に対して保険給付分が支給され、支給決定通知書
が送付される。
- 4 保護者は、市に対して育成医療給付分を請求する。
- 5 市は、保護者に対して育成医療給付分を支給する。

【申請書類】

- 1 自立支援医療（育成医療）治療用装具費請求書
- 2 自立支援医療（育成医療）治療用装具装着等証明書
※指定育成医療機関の担当する医師による作成が必要です。
- 3 当該治療用装具の支給認定に係る受給者証の写し
- 4 当該治療用装具の支給月の上限額管理票の写し
- 5 当該治療用装具の領収証の写し
- 6 当該治療用装具の明細書
- 7 医療保険の支給決定通知書
- 8 振込先通帳の写し

(提出先) 〒659-8501
芦屋市精道町7番6号
芦屋市障がい福祉課
TEL 0797-38-2043
FAX 0797-38-2160